

<月次報告様式>

別表第3 令和7年度 公文書開示（9月決定分）

月 整 理 番 号	請 求 年 月 日	決 定 年 月 日	公文書の件名	総 枚 数	決定区分				（根拠規定） 条例7条									不開示理由等	
					開 示	一 部 開 示	不 開 示	存 否 応 答 拒 否	1 号	2 号	3 号	4 号	5 号	6 号	7 号	8 号	9 号		
1	R7.8.27	R7.9.3	光が丘消防署改修工事設計の内訳書	2	●														総務部施設課
2	R7.9.10	R7.9.11	狛江消防署(7)別館空調設備改修工事の金入り内訳書(諸経費計算書含む)	3	●														総務部施設課
3	R7.9.9	R7.9.18	日本橋消防署浜町出張所(5)消防艇係留用浮桟橋改修工事の金入り内訳書、特記仕様書及び図面	17	●														総務部施設課
4	R7.9.18	R7.9.26	赤羽消防署志茂出張所旧庁舎敷地(7)地中埋設物撤去工事(その2)の金入り内訳書(諸経費計算書含む)	12	●														総務部施設課
5	R7.9.22	R7.9.26	東京消防庁本田消防署青戸出張所旧庁舎(7)解体追加工事その2の金入り内訳書(諸経費計算書含む)	16	●														総務部施設課
6	R7.9.24	R7.9.26	西東京消防署保谷出張所ほか2か所(7)冷暖房設備改修工事の金入り内訳書(諸経費計算書含む)	17	●														総務部施設課
7	R7.8.6	R7.9.8	○年○月○日に東京都国立市泉○丁目○番○号で発生した火災に係る東京消防庁警防規程事務処理要綱(平成21年3月26日20警警第886号警防部長依命通達)別記様式第35号消防活動総括表	1	●													個人に関する情報で特定の個人を識別することができるものであるため、東京都情報公開条例(平成11年東京都条例第5号。以下「条例」という。)第7条第2号に該当する。	東京消防庁警防部警防課

[illegible]

14	R7.7.17	R7.9.12	1 ○○にて隊員が撮影した活動映像 2 ○○の様子を収めた映像 3 ○○の写真	143		●						●		●		●										(7条2号) この情報は、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるものであるため、条例第7条第2号に該当する。 (7条4号)公にすることによって、現在の施設への侵入を容易にするなど、公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるため、条例第7条第4号に該当する。 (7条6号) 災害に関する情報を共有した上で、部隊運用の検討をする情報が含まれており、公にすることにより、今後、大規模災害が発生した際の部隊運用に関する意思決定に支障を及ぼすおそれがあり、条例第7条第6号に該当する。	企画調整部 広報課
15	R7.7.17	R7.9.12	○○、総合指令室にて撮影された動画					●																		対象となる映像が保存されていないため	企画調整部 広報課
16	R7.8.3	R7.9.2	自動車検査証記録事項 1 特殊災害車(高踏破偵察車)多摩800は1059 2 救出救助車(道路啓開型)八王子800856	2		●								●												条例第7条第4号 犯罪の予防等の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるため	装備部装備課
17	R7.8.21	R7.9.9	○年○月○日東京都新宿区津久戸町○番○号で発生した危険排除事案に関する災害概要	2		●						●														この情報は、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるものであるため、東京都情報公開条例(平成11年東京都条例第5号。以下「条例」という。)第7条第2号に該当する。	東京消防庁 警防部特殊災害課
18	R7.7.11	R7.9.2	新宿区歌舞伎町一丁目、二丁目に救急出場した際の救急活動記録票(○年○月○日)	112		●						●														(7条2号)個人に関する情報で、特定の個人を識別することができるため	東京消防庁 救急部救急管理課
19	R7.8.19	R7.9.2	○○救急の救急出場(令和○年○月○日○○覚知)に関する様式第35号小隊活動記録票	1		●						●														(7条2号)個人に関する情報で、特定の個人を識別することができるため	東京消防庁 救急部救急管理課

20	R7.9.1	R7.9.16	○年○月○日○時頃、足立区西新井本町○丁目○番付近で発生した事故に出動した救急隊が作成した救急活動記録				●											該当する救急隊が出場した記録はなく、請求に係る文書は実施機関では作成していないため、存在しない。	東京消防庁 救急部救急 管理課
21	R7.9.10	R7.9.22	○○救急の救急出場（○年○月○日○○覚知）に関する様式第35号小隊活動記録票	1	●			●										(7条2号)個人に関する情報で、特定の個人を識別することができるため	東京消防庁 救急部救急 管理課
22	R7.9.16	R7.9.25	令和5年の医療機関選定時間に関する統計資料				●											請求に係る文書は実施機関では作成していないため、存在しない。	東京消防庁 救急部救急 管理課
23	R7.9.18	R7.9.30	○○救急の救急出場（○年○月○日○○覚知）に関する様式第35号小隊活動記録票	1	●			●										(7条2号)個人に関する情報で、特定の個人を識別することができるため	東京消防庁 救急部救急 管理課
24	R7.9.18	R7.9.30	○年○月○日○時頃、練馬区北町○丁目○番○号で発生した事故に出動した救急隊が作成した救急活動記録				●											該当する救急隊が出場した記録はなく、請求に係る文書は実施機関では作成していないため、存在しない。	東京消防庁 救急部救急 管理課
25	R7.8.25	R7.9.1	東京消防庁管内全域の普通火災出場計画	3	●														東京消防庁 警防部総合 指令室
26	R7.9.6	R7.9.18	○年○月○日○覚知の救急事案における、無線交信記録	1			●											総合指令室内規第20条別表第7に基づき、保存期間が1年未満(3ヶ月)の公文書であるため、廃棄済みであり存在しない。	東京消防庁 警防部総合 指令室

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

83	R7.8.22	R7.9.25	○(文京区湯島○ー○ー○)に係る 防火対象物使用(変更)届出書 その1(○第○号)に添付された図面一式	63		●						●	●								特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるため、東京都情報公開条例第7条第2号に該当する。また、公にすることにより、建物内部への侵入や窃盗等の犯罪の実行を容易にするなど、居住者の安全を脅かすおそれがあると認められるため、同条例第7条第4号に該当する。	東京消防庁 予防部予防課
84	R7.9.9	R7.9.25	○(中野区中野○ー○ー○)○に係る 1 防火対象物使用開始届出書(○第○号) 2 消防用設備等(特殊消防用設備等)設置届出書(○第○号) 3 消防用設備等(特殊消防用設備等)設置届出書(○第○号)	72		●																東京消防庁 予防部予防課
85	R7.8.21	R7.9.26	○(八王子市元八王子町○ー○)に係る 1 消防用設備等着工届出書(屋内消火栓設備)(○第○号)に添付された系統図、平面図、設備の概要表及び摩擦損失計算書 2 消防用設備等(特殊消防用設備等)設置届出書(自動火災報知設備)(○第○号)に添付された系統図及び平面図 3 消防用設備等設置届出書(自動火災報知設備)(○第○号)に添付された系統図及び平面図	34		●	●					●	●								特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるため、東京都情報公開条例第7条第2号に該当する。また、公にすることにより、建物内部への侵入や窃盗等の犯罪の実行を容易にするなど、居住者の安全を脅かすおそれがあると認められるため、同条例第7条第4号に該当する。	東京消防庁 予防部予防課
86	R7.9.1	R7.9.26	○(西多摩郡日の出町平井○番地)に係る 1 消防用設備等着工届出書(屋内消火栓設備)(○第○号)に添付されアインゾ図、摩擦損失計算書、系統図及び各階平面図 2 消防用設備等着工届出書(屋内消火栓設備)(○第○号)に添付されたアインゾ図、摩擦損失計算書、系統図及び各階平面図	40		●	●						●								公にすることにより、建物内部への侵入や窃盗等の犯罪の実行を容易にするなど、勤務者の安全を脅かすおそれがあると認められるため、東京都情報公開条例第7条第4号に該当する。	東京消防庁 予防部予防課
87	R7.9.1	R7.9.26	○(足立区島根○ー○ー○)に係る 工事整備対象設備等着工届出書(自動火災報知設備)(○第○号)一式	22			●							●							公にすることにより、建物内部への侵入や窃盗等の犯罪の実行を容易にするなど、勤務者の安全を脅かすおそれがあると認められるため、東京都情報公開条例第7条第4号に該当する。	東京消防庁 予防部予防課
88	R7.9.12	R7.9.26	○(世田谷区北沢○ー○ー○)に係る 防火対象物使用(変更)届出書 その1(○第○号)一式	14			●					●	●								特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるため、東京都情報公開条例第7条第2号に該当する。また、公にすることにより、建物内部への侵入や窃盗等の犯罪の実行を容易にするなど、居住者の安全を脅かすおそれがあると認められるため、同条例第7条第4号に該当する。	東京消防庁 予防部予防課
89	R7.9.13	R7.9.26	○(江東区木場○ー○ー○)に係る 1 防火対象物使用開始届出書(○階部分)(○第○号) 2 防火対象物使用開始届出書(○階部分)(○第○号)								●										令和5年度に廃棄済であり、現在は存在しない。	東京消防庁 予防部予防課

[illegible]